

<健康保険>

従業員3人以上雇用している事業主は会社でなくても、加入しなければなりません。健康保険の目的は、社員の業務外の事由による病気、怪我、死亡、分娩の4種類の保険事故に対して保険給付を行うことです。会社に入社すると健康保険の被保険者になるわけですから会社から「健康保険被保険者証」が渡されます。病気などで病院を受診した際に保険証を提出すれば、保険の適用範囲内の病気に対して、診療費の3割を負担するだけでその病気が完治するまで診療が受けられます。病気や怪我で長期間働けない場合、傷病給付金が支給されます。

<保険料>

給与にかかる健康保険と厚生年金保険の保険料は、標準報酬月額に保険料率を乗じて求め事業主と従業員が折半して負担する。標準報酬月額を決定する時期は

採用時決定

定時決定(算定基礎)

随時決定(定期的な給与の変動がありかつ2階級以上の変動が3ヶ月続いた場合)がある。現物支給したものがあつた場合や、4回以上の賞与は標準報酬月額に含まれる。

平成15年4月から賞与の料率が給与の料率と同料率となり、支払った日から5日以内に社会保険事務所へ届ける被保険者賞与支払届は被保険者毎の賞与額を記入しての提出となつた。

平成16年3月1日からの保険料率は健康保険8.2% 介護保険1.11%厚生年金13.5

<資格取得>

適用事務所に採用されて入社すると、被保険者になる。しかし、被保険者の資格は確認してもらわなければ、効力は生まれない。その確認には、被保険者資格取得届を資格取得日から5日以内に事業所が、事務所の管轄社会保険事務所へ提出しなくてはならない。被保険者資格取得届を、資格取得した日から5日以内に、事業者が事業所の管轄社会保険事務所に提出しなくてはならない。

被保険者証を紛失した場合は、被保険者証滅失届、回収が不可能な場合は被保険者証回収不能届の提出が必要となる職員から健康保険の被保険者証を回収し、退職の翌日から5日以内に社会保険事務所へ被保険者資格喪失届とともに提出する。

書類には、退職する職員の被保険者番号、氏名、生年月日、年金手帳の基礎年金番号、資格喪失年月日、標準報酬月額を記入する。資格喪失の原因は、退職の場合はその他になる。

<被扶養者>

被扶養者が異動になったときは、異動があつた5日以内に、健康保険被保険者証を添付して健康保険被扶養者(異動)届を社会保険事務所に提出する。年収が130万円未満のもの(60歳以上または障害者の場合は180万円未満)で、同居している場合は、被保険者の年収の2分の1以下で、別居している場合は、被保険者からの援助額より小額であること。

家族の異動は職員から申し出があつて、初めて分かるものですが手続きを怠ると、健康保険の給付が受けられなかったり、給与事務において適切な処理ができなくなる。どんな場合に、会社に報告すべきかを、日ごろから職員に伝えておくことが大切。

1.「健康保険被扶養者(異動)届」を社会保険事務所に提出したか。

2.被扶養者が遠方に住むことになった場合は、遠隔地被保険者証の交付申請の手続きを行ったか。

3.遠隔地被保険者証の交付を受けていた被扶養者が、就職や結婚などにより被保険者証が不要になった場合は、社会保険事務所に返却したか。

4.健康保険の給付が受けられる場合は、職員に助言したか(配偶者出産育児一時金、家族埋葬料など)。

<雇用保険>

従業員が失業した時の失業給付、高年齢者、育児休業取得者、介護休業取得者の雇用継続のための給付、失業の予防、雇用の安定・改善、労働者の能力開発および向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とし、厚生労働省がこれを管掌し被保険者である従業員と会社がそれぞれ負担する。

雇用保険は、働きたくても仕事に付けない人たちの生活を保障する為のものです。雇用保険の目的は、労働者が失業した時に必要な給付を行い、労働者の生活安定をはかるとともに、求職活動の手助けをすることです。雇用保険は、全事業所の全従業員が強制加入となります。保険料の1/3は本人が負担します。給付のうち一番大きなものは求職者給付です、これはなんらかに事情で失業した時に、働く意欲と能力を持ちながら求職活動をしている人たちに設けられたものです。求職者給付には基本手当、技能習得手当、寄宿手当、傷病手当の4種類があります。求職者給付を受ける時には、退職時会社から離職票の交付を受けて、自分の居住地を管轄する公共職業安定所に提出します。

職員が退職する場合は、退職者が「離職証明書」が必要かどうかを確認する。

離職証明書が必要な場合は、被保険者資格喪失届、離職証明書を作成し、賃金台帳や出勤簿を添付し、管轄の公共職業安定所へ10日以内に提出する。離職証明書が不要な場合は、被保険者資格喪失だけを作成し、管轄の公共職業安定所へ提出する。

雇用保険の氏名変更届の用紙は、資格取得届を提出した際に交付され、職員の被保険者番号や生年月日、事業所名等がすでに印字されている。

< 算定基礎 >

届出の対象となるのは、7月1日現在の全被保険者になる。ただし、6月1日以降に被保険者となった人は、資格取得時決定で翌年8月までの標準報酬月額が決まっており、算定基礎届では対象外である。被保険者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が出ないように、毎年一回、標準報酬月額がきめなおされること。この定時決定にあたり、事業主は、全被保険者について4月、5月、6月に支払った報酬を「被保険者報酬月額算定基礎届」に記入し、保険者に提出する。

報酬月額には、非固定的賃金(残業手当)も含めて計算する。昇給・降給などで固定的賃金に変動があり、変動月から3ヶ月の間に支払われた報酬の平均月額に該当する標準報酬月額と従来の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じ、3ヶ月とも支払基礎日数が20日以上だったときに月額変更届を提出しなくてはならない。

< 退職者受給 > 「

傷病手当金、出産手当金→引き続き1年以上被保険者だった人が資格を喪失し、現に手当金を受けているか受ける要件を満たしている場合、期間が満了するまで続けて受けられる。

出産育児一時金、出産手当金→引き続き1年以上被保険者だった人が資格を喪失し、資格喪失後6ヶ月以内に出産したとき(被扶養者の出産に対する家族出産育児一時金は支給されない)

埋葬料(費)→資格喪失後3ヶ月以内に死亡したとき

上記の傷病手当金・出産手当金の継続給付を受けている間は受けなくなって3ヶ月内に死亡したとき(被扶養者に対する家族埋葬料は支給されない)

申請は傷病手当金請求書に、休業期間や賃金支給についての事業主の証明と就労不能であることの医師の意見を記入の上、社会保険事務所に提出する。病気やケガで4日以上連続して仕事を休み、賃金の一部または全部の支払いがないときには、傷病手当金が支給される。支給金額は欠勤1日につき標準報酬日額の6割となる。支給対象となるのは欠勤4日目からで、期間は支給開始から1年6ヶ月が限度となる。

< 高額療養費 >

一定期間に自己負担の限度額を超える医療費を支払ったときには、限度額を超えた分の払戻しを受けることができる。申請するときは、高額療養費支給申請書に病院などの領収書を添えて、所轄の社会保険事務所に提出する。事業主からの証明はとくにはない。

< 埋葬費 >

埋葬料を受けられる家族は、被扶養者届の認定を受けていることが、必ずしも必要ではなく、生活の一部でも維持されていればよいことになっている。被保険者が死亡した場合には、埋葬を行った家族に故人の標準報酬月額に相当する額が埋葬料として支給される。

死亡した被保険者に家族がいない場合は、実際に埋葬を行った人(友人や会社など)に埋葬料の範囲内で埋葬にかかった実費が埋葬料として支給される。

	< 年金 > 国民年金は全国民に共通の基礎年金を支給し、厚生年金や各種共済組合が報酬比例の年金を上乗せして支給する、いわゆる2階建ての構造となっている。日本の公的年金は、全ての成人が加入することになっている国民年金を土台とし、民間サラリーマンが加入する厚生年金や公務員等が加入する各種共済組合から成り立っている。 年金給付には、高齢になったときの老齢給付、病気やけがで障害が残ったときの障害給付、死亡後に遺族がうける遺族給付がある。厚生年金保険の被保険者だった人は、条件を満たせば、国民年金から基礎年金が、厚生年金保険からは在職中にうけた給料に応じた厚生年金がうけられる。このほか、厚生年金保険には60歳台前半の老齢厚生年金などの、独自の給付がある。 国では民間で働く人の老後の生活を保障する為に厚生年金保険を設けています。厚生年金保険の目的は、社員及びその家族の老齢、障害、死亡などについて保険給付を行うことです。この保健は、会社で働く以上健康保険と同様に強制的に加入となります。
例題	健康保険の被保険者になれるのはどのようなときか書きなさい。
解答	年収が130万円未満のもの(60歳以上または障害者の場合は180万円未満)で、同居している場合は、被保険者の年収の2分の1以下で、別居している場合は、被保険者からの援助額より小額であること。
問題	保険料の計算方法について説明しなさい
解答	各被保険者の標準報酬月額に保険料率をかけて算出した金額が毎月の保険料額に、標準賞与額に保険料率をかけて算出した金額が賞与の保険料額になり、事業主と被保険者が負担する。
例題	標準報酬月額の定時決定について書きなさい。
解答	被保険者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が出ないように、毎年一回、標準報酬月額がきめなおされること。この定時決定にあたり、事業主は、全被保険者について4月、5月、6月に支払った報酬を「被保険者報酬月額算定基礎届」に記入し、保険者に提出する。
例題	どのようなとき月額変更届を提出しなくてはならないか書きなさい。
解答	昇給・降給などで固定的賃金に変動があり、変動月から3ヶ月の間に支払われた報酬の平均月額に該当する標準報酬月額と従来の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じ、3ヶ月とも支払基礎日数が20日以上だったときに月額変更届を提出しなくてはならない。
例題	傷病手当金が支給されるのはどのような時か書きなさい。
解答	病気やケガで4日以上連続して仕事を休み、賃金の一部または全部の支払いがないときには、傷病手当金が支給される。支給金額は欠勤1日につき標準報酬日額の6割となる。支給対象となるのは欠勤4日目からで、期間は支給開始から1年6ヶ月が限度となる。
例題	職員の家族が遠くで生活を始めたときどのような手続きが必要か書きなさい。
解答	被保険者証が1枚しかないのは大変不便なので、遠隔地被保険者証を申請する。申請するには「健康保険遠隔地被保険者証交付申請書」に健康保険被保険者証と別居している被扶養者の住民票などを添付して、社会保険事務所に提出する。
例題	退職などで被保険者の資格を喪失した後も、要件を満たせば受けられる現金給付があるが、それは何か書きなさい。
解答	傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、出産手当金、埋葬料(費)